

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の引上げ			
税 目	法人税			
要 望 の 内 容	<p>会社更生法の規定による更生手続開始の申立て等の一定の事実が生じている場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額を引き上げること</p> <table border="1" data-bbox="1015 857 1489 996"> <tr> <td data-bbox="1015 857 1222 996">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1222 857 1489 996">— 百万円 （ — 百万円）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	— 百万円 （ — 百万円）
減収見込額 （平年度）	— 百万円 （ — 百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>税務上の貸倒引当金繰入限度額を債権毀損の実態を踏まえたものとするなどにより、繰延税金資産の発生抑制、回収可能性の向上を図ることで、より強固な金融システムを構築すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現行制度上、税務と会計の損失認識の時期には大きな差異が存在し、税務上損金算入が認められる貸倒れに係る償却・引当の範囲は限定的となっている。特に、法的整理手続開始の申立て等が生じた場合の税務上の貸倒引当金の繰入限度額（回収不能見込額）は、実際の回収不能額と大きく乖離している。</p> <p>より強固な金融システムを構築するためには、実態と乖離した税務上の貸倒引当金繰入限度額を見直し、資産として脆弱な繰延税金資産の発生を抑制する必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>税務と会計の損失認識時期の差異を縮小し、繰延税金資産の発生を抑制することは、金融機関の自己資本の質の充実に繋がり、より強固な金融システムの構築に資するものとする。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	I-2. 金融システムの安定が確保されていること
	政策の達成目標	繰延税金資産の発生抑制、回収可能性の向上を図ることで、より強固な金融システムを構築する。
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	新設要望のため、該当せず
	前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず

これまでの
要望経緯

平成 15 年度改正から要望している。